

令和2年12月22日  
16時00分

各位

名古屋商工会議所

## 一般原産地証明（日本産）のオンライン発給開始について

名古屋商工会議所では、貿易取引で利用される貿易関係証明のうち、一般原産地証明書（輸出品の原産国を証明する書類）のオンライン発給を 2021年4月1日より開始することになりました。

### <ポイント>

#### ○2021年4月1日より、一般原産地証明書のオンライン申請・発給を開始します

- ▶ 2021年4月1日以降も従来の窓口発給は継続されますが、申請者は状況に応じて申請方法を選べるようになります。オンライン発給の場合、商工会議所へ出向く時間や経費が省かれ、専用紙の購入も不要となります。
- ▶ オンライン発給に伴い、証明書の真正性が確認できるリファレンスシステムを導入します。輸入国の税関や取引先が、正式に発給された証明書がオンラインで確認できるようになります。

#### ○申請者は商工会議所に出向くことなく、申請・発給が可能となります（※）

- ▶ 書面での手続きが不要となり、在宅勤務やテレワーク時でも申請・発給が可能となります。コロナ禍においては、窓口に出向くことが困難になる場合もあるため、非対面・非接触対応の一つとしても期待されます。

（※）申請前には商工会議所窓口で企業登録が必要となります（2年に1度更新）

#### ○2021年4月1日時点でオンライン申請・発給が可能となるのは、一部の原産地証明書に限られます

- ▶ まず、オンライン申請・発給が可能となるのは、日本産の一般原産地証明書のみとなりますが、その他の証明書も順次オンライン化していく予定です。

- ▶ 詳細は添付資料をご覧ください。

問合先 名古屋商工会議所 企画調整部 インフラ・国際担当（貿易証明担当） 豊吉（とよし）  
TEL : 052-223-5721  
E-mail : toyoshi@nagoya-cci.or.jp

# 一般原産地証明書（日本産）の オンライン発給開始について

2020年12月22日



名古屋商工会議所

Nagoya Chamber of Commerce & Industry

# ポイント 1

○2021年4月1日より、一般原産地証明書のオンライン申請・発給を開始する

- ▶ 2021年4月1日以降も従来の窓口発給は継続されますが、申請者は状況に応じて発給方法を選べるようになります。オンライン発給の場合、商工会議所へ出向く時間や経費が省かれ、専用用紙の購入も不要となります。
- ▶ オンライン発給に伴い、証明書の真正性が確認できるリファレンスシステムを導入します。輸入国の税関や取引先が、正式に発給された証明書かオンラインで確認できるようになります。

## ポイント 2

○申請者は商工会議所に出向くことなく、申請・発給が可能となる (※)

- ▶ 書面での手続きが不要となり、在宅勤務やテレワーク時でも申請・発給が可能となります。コロナ禍においては、窓口に出向くことが困難になる場合もあるため、非対面・非接触対応の一つとしても期待されます。

(※) 申請前には商工会議所窓口で企業登録が必要となります (2年に1度更新)。

## ポイント 3

○2021年4月1日時点でオンライン申請・発給が可能となるのは、  
一部の原産地証明書に限られる

▶ まず、オンライン申請・発給が可能となるのは、日本産の一般原産地証明書のみとなります。その他の証明書も順次オンライン化していく予定です。

## 貿易関係証明とは

名古屋商工会議所では、定款第7条5号および第6号に基づき、輸出事業者の円滑な貿易取引を支援するため、貨物が輸出国で製造されたこと（国籍）を証明する「一般原産地証明」をはじめとする貿易関係証明を発給している。

### <主な目的・用途>

1. 輸入国の税関や取引先から原産国を明らかにするよう求められる
2. 貿易取引の契約書や銀行決済の際に、証明書の提出を求められる

※輸出の際、必ずしも証明書の提出が求められるわけではありません。

個々の貿易取引に応じて、第三者（商工会議所）の証明が必要な場合に取得します。

# 貿易関係証明の種類

## 一般原産地証明

貿易取引される商品の国籍（日本産/外国産）を証明

## インボイス証明

各種船積関係書類が書類名義人によって正規に作成されたことを証明

## サイン証明

自署されたサインが有効登録された真正なものであることを証明

## 会員証明／日本法人証明

会員または商業登記された法人企業の証明

---

## 特定原産地証明

オンライン申請・窓口発給

貿易取引される商品が日本との経済連携協定（EPA）に基づく  
原産資格を満たしていることを証明 ▶ 特恵関税の適用（関税の減免）

## < 参考 > 一般原産地証明 と 特定原産地証明 の違い

|         | 一般原産地証明（非特惠）ほか   | 特定原産地証明（特惠）  |
|---------|--|--|
| 対象国     | 全世界  | 日本と「経済連携協定（E P A）」を締結している国と地域（2020年12月現在）<br>インド、インドネシア、オーストラリア、スイス、タイ、チリ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、モンゴル、アセアン |
| 目的・効果   | 1. 輸入国の税関や取引先から原産国を明らかにするよう求められる<br>2. 貿易取引の契約書や銀行決済の際に、証明書の提出を求められる | 輸入国の税関（協定相手国）へ提出し、 <b>特惠関税の適用（関税の減免）</b> を受ける  |
| 発給機関    | 名古屋商工会議所   | 日本商工会議所名古屋事務所<br>（名古屋商工会議所内）   |
| 申請・発給方法 | 窓口申請・発給<br><b>オンライン申請・発給（2021年4月～）</b>                               | オンライン申請・窓口発給   |



## <参考> 日本のEPAにおける原産地証明制度について

### ・ 第三者証明制度

商工会議所が原産地証明書を発給する制度（**特定原産地証明**）

- ▶ 商工会議所が発給しているのは、**第三者証明のみ**

### ・ 認定輸出者自己申告制度

政府によって認定された輸出者が、自ら原産性を証明する制度

### ・ 自己申告制度

輸出者・生産者又は輸入者が、自ら原産性を証明する制度

|         | 発効時期     | 第三者証明制度 | 認定輸出者<br>自己申告制度 | 自己申告制度 |
|---------|----------|---------|-----------------|--------|
| メキシコ    | 2005年4月  | ○       | ○               | -      |
| マレーシア   | 2006年7月  | ○       | -               | -      |
| チリ      | 2007年9月  | ○       | -               | -      |
| タイ      | 2007年11月 | ○       | -               | -      |
| インドネシア  | 2008年7月  | ○       | -               | -      |
| ブルネイ    | 2008年7月  | ○       | -               | -      |
| アセアン    | 2008年12月 | ○       | -               | -      |
| フィリピン   | 2008年12月 | ○       | -               | -      |
| スイス     | 2009年9月  | ○       | ○               | -      |
| ベトナム    | 2009年10月 | ○       | -               | -      |
| インド     | 2011年8月  | ○       | -               | -      |
| ペルー     | 2012年3月  | ○       | ○               | -      |
| オーストラリア | 2015年1月  | ○       | -               | ○      |
| モンゴル    | 2016年6月  | ○       | -               | -      |
| TPP11   | 2018年12月 | -       | -               | ○      |
| EU      | 2019年2月  | -       | -               | ○      |

## 名古屋商工会議所の貿易関係証明について

- ・登録企業数（貿易関係証明の申請・発給が可能な企業数）

会員：657社 非会員：344社 合計1,001社（2020年12月17日現在）

- ・主な輸出先

中国、中近東（サウジアラビア、UAE、トルコ等）、アジア（バングラデシュ等）

- ・主な輸出産品

輸送機器、機械、化学製品、金属・金属製品

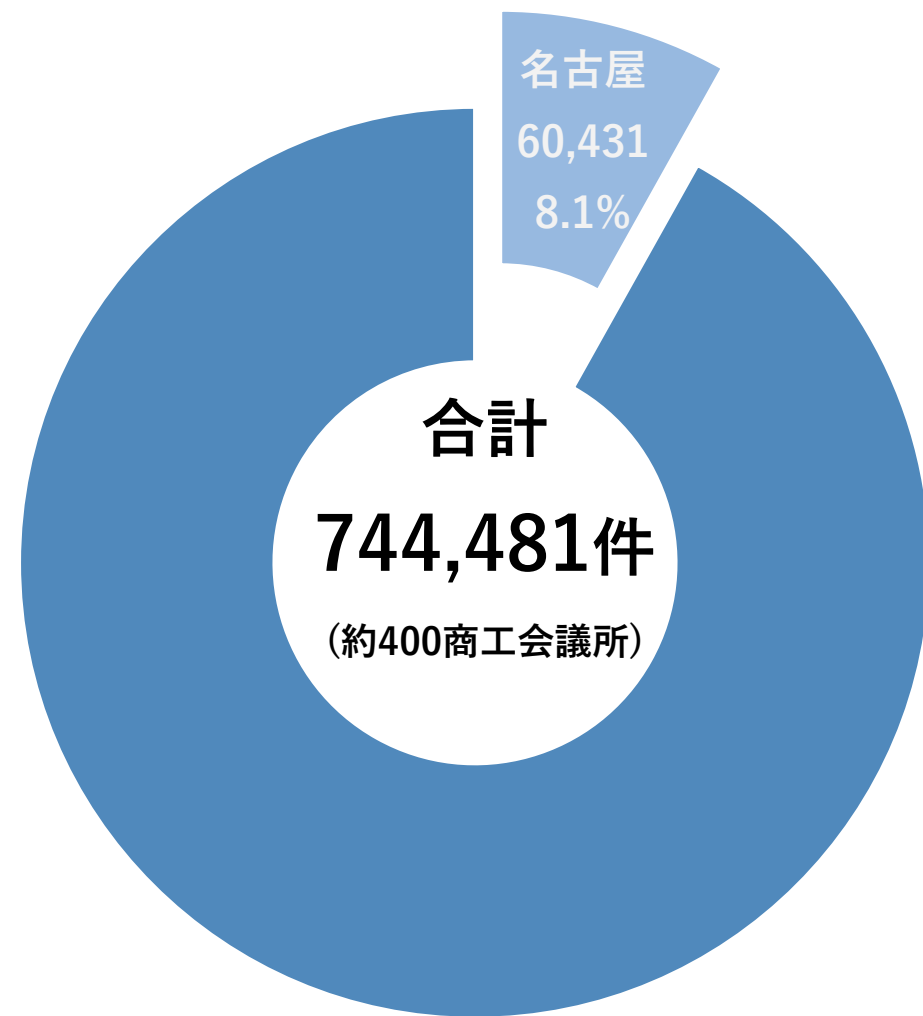
- ・発給件数

61,479件（2017年度）、60,431件（2018年度）、60,768件（2019年度）

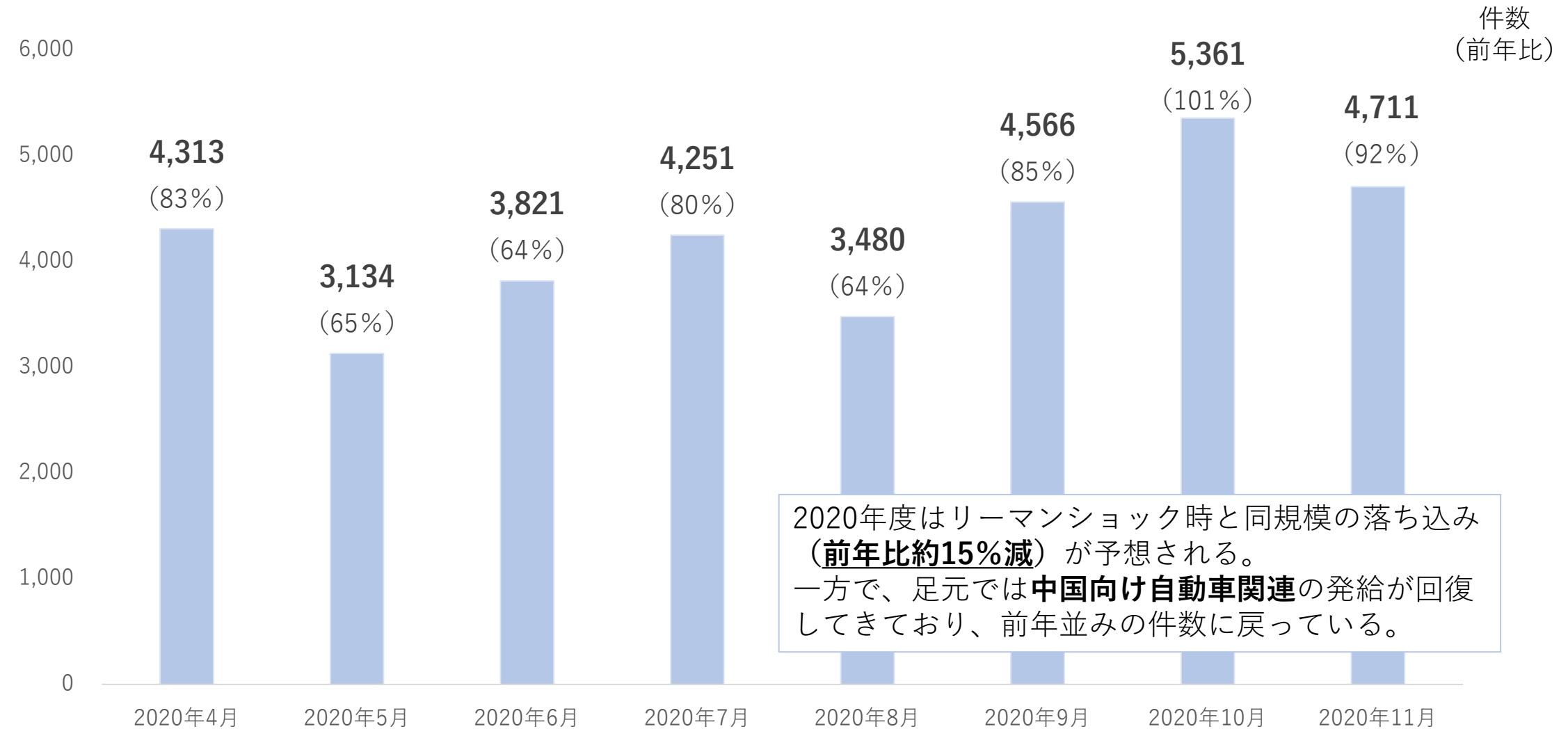
## 貿易関係証明発給件数（2019年度）

|                             |           |   |                      |
|-----------------------------|-----------|---|----------------------|
| <u>一般原産地証明</u> （日本産）        | ： 39,850件 | ▶ | 今回、オンライン申請・発給システムを導入 |
| <u>一般原産地証明</u> （外国産）        | ： 8,107件  | } | 順次オンライン化             |
| <u>インボイス証明</u>              | ： 10,320件 |   |                      |
| <u>サイン証明</u>                | ： 2,476件  |   |                      |
| <u>会員証明</u> ／ <u>日本法人証明</u> | ： 15件     |   | 合計：60,768件           |

## <参考> 全国の貿易関係証明発給件数 (2018年度)



# 貿易関係証明の発給件数（2020年度速報値）



2020年度はリーマンショック時と同規模の落ち込み（**前年比約15%減**）が予想される。一方で、足元では**中国向け自動車関連**の発給が回復してきており、前年並みの件数に戻っている。

## 一般原産地証明書（日本産）のオンライン発給について

- ・ 貿易関係証明に関する申請企業の電子化ニーズの高まり、日本政府の輸出促進策への協力などに加え、コロナ禍における非対面・非接触対応の一つとして、2020年9月に日本商工会議所が全国の商工会議所が共同で利用する「貿易関係証明発給システム」を構築。
- ・ 名古屋商工会議所では、このシステムを利用して、2021年4月1日より「一般原産地証明書（日本産）のオンライン申請・発給」を開始する。

# <参考> 貿易関係証明発給システム



## 申請・発給方法の違い

|    | オンライン（2021年4月～）  | 窓口  |
|----|--|---|
| 申請 | 申請者が「貿易関係証明発給システム」に必要事項を入力し、 <b>オンライン申請</b>  | 申請者が申請書類を作成し、<br>商工会議所へ <b>窓口申請</b><br>※一般原産地証明書の作成には <b>専用用紙の購入と保管</b> が必要 |
| 発給 | 商工会議所がシステム上で審査・認証後、 <b>オンライン発給</b><br>※手数料の支払いも、 <b>オンライン決済</b><br>( <b>クレジットカード決済</b> ) | 商工会議所が審査・認証後、 <b>窓口発給</b><br>※手数料の支払いも <b>窓口決済</b><br>( <b>現金・クーポン</b> )    |

※オンライン・窓口ともに、申請前には**商工会議所窓口で企業登録が必要**となります（2年に1度更新）。



# リファレンスシステム

- ・ オンライン発給に伴い、  
証明書の真正性が確認できる  
リファレンスシステム  
( <https://ref.jcci.or.jp/> )  
を導入。
- ・ 輸入国の税関や輸入者は、  
受け取った証明書が正式に  
発給された書類か オンラインで  
確認が可能。

The screenshot shows the 'electronic Certificate of Origin (eCO) Reference System' interface. The header text reads: 'electronic Certificate of Origin (eCO) Reference System' and 'To Verify the Certificate of origin you held, please enter its number in the space below.' The main content area features a search form with two input fields: 'Certificate No.' (with a note 'Please enter 15 digits without hyphen.') and 'Date.' (with a placeholder 'yyyy / mm / dd'). A green 'Search!' button is located below the form. The background is a dark blue gradient with a constellation pattern.



## まとめ

- 2021年4月1日より、一般原産地証明書のオンライン申請・発給を開始する
- 申請者は商工会議所に出向くことなく、申請・発給が可能となる  
(※) 申請前には商工会議所窓口で企業登録が必要（2年に1度更新）。
- 2021年4月1日時点でオンライン申請・発給が可能となるのは、  
一部の原産地証明書に限られる（日本産の一般原産地証明書のみ）